

処 分 の 名 称	火薬類の販売営業に係る許可
根拠法令・条項	火薬類取締法第 5 条
関係法令・条項	・火薬類取締法第 6 条、第 7 条第 1 項、第 3 号、第 4 号及び第 13 条 ・火薬類取締法施行規則第 10 条
審 査 基 準	・火薬類取締法の改正について（昭和 36 年 3 月 6 日 36 軽局第 560 号） ・火薬類販売営業の定義について（昭和 39 年 5 月 11 日 39 軽局第 176 号） ・火薬類に関する対策の強化について（昭和 50 年 2 月 28 日 50 立局第 128 号） ・火薬類の販売営業の許可等について（平成元年 7 月 1 日元立局第 230 号） ・火薬類取締法第 5 条及び第 13 条ただし書の解釈について （平成 10 年 3 月 31 日平成 10・03・30 立局第 1 号） ・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について （平成 16 年 9 月 16 日平成 16・08・06 原院第 1 号）
標 準 処 理 期 間	20 日